

恵庭市水道事業給水条例の一部改正について
(指定給水装置工事事業者制度の更新制導入に伴う指定手数料の改正について)

1. 概要

水道法の一部改正（令和元年 10 月 1 日）により、これまで期間に定めなかった指定給水装置工事事業者の指定に有効期限が定められ、5 年ごとの更新が必要になりました。このことに伴い、更新事務に係る手数料を徴収するため経営審議会においてご審議頂き、令和 2 年 2 月の第 1 回定例会において「恵庭市水道事業給水条例」の改正案が可決されました。

2. 改正内容

指定給水装置工事事業者の指定の更新に係る手数料は、1 件につき 10,000 円となります。

3. 施行時期

令和 2 年 4 月 1 日

4. 更新時期の設定

指定を受けた日	初回更新までの申請受付期間
H10. 4. 1～H11. 3. 31	R2. 4. 1～R2. 9. 29
H11. 4. 1～H15. 3. 31	R2. 9. 30～R3. 9. 29
H15. 4. 1～H19. 3. 31	R3. 9. 30～R4. 9. 29
H19. 4. 1～H25. 3. 31	R4. 9. 30～R5. 9. 29
H25. 4. 1～R 1. 9. 30	R5. 9. 30～R6. 9. 29

5. 更新申請時の確認項目

事業の運営に関する基準（法第 25 条の 8 及び法施行規則第 36 条）に伴い、適正に給水装置工事事業者の事業を運営していることを確認するため、更新申請時に、以下の確認を行います。

- (1) 指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- (2) 指定給水装置工事事業者の業務内容（営業時間・漏水修繕・対応工事等）
- (3) 給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況
- (4) 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

* 市民へのサービス向上を目的とし、事業者の業務内容の一部を市ホームページにおいて公開予定

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

恵庭市水道部施設維持課より大切なお知らせ

**2019年10月1日より
指定給水装置工事事業者制度は
5年ごとの更新が必要になりました**

指定給装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、
「水道法の一部を改正する法律」が2019年10月1日に施行されました。

●指定の有効期間が従来の無期限から5年間となります。

※旧制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります(下表参照)

※**期間内に更新申請を行わなければ、指定の失効**となりますのでご注意ください。

指定を受けた日	初回更新までの申請受付期間
H10. 4. 1~H11. 3. 31	R2. 4. 1~R2. 9. 29
H11. 4. 1~H15. 3. 31	R2. 9. 30~R3. 9. 29
H15. 4. 1~H19. 3. 31	R3. 9. 30~R4. 9. 29
H19. 4. 1~H25. 3. 31	R4. 9. 30~R5. 9. 29
H25. 4. 1~R 1. 9. 30	R5. 9. 30~R6. 9. 29

更新については、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛に、通知をします。
なお、郵便の不着や未更新の方へ**再通知**はいたしません。

指定更新の要件は水道法第25条の2(指定の基準)を準用し、下記の確認を行います。

- ①給水装置工事主任技術者の選任
 - ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
 - ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者
- ※法令第25条の3及び省令第20条に準拠

◎指定更新申請時に4項目の確認を行います。

※事業の運営に関する基準(法第25条の8及び法施行規則第36条)に伴い、適正に給水装置工事の事業を運営していることを確認

- ①指定給水装置工事事業者講習会の受講状況
- ②指定給水工事事業者の業務内容(営業時間、漏水修繕、対応工事等)
- ③給水装置工事主任技術者の研修受講状況
- ④適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

◎4項目確認資料

- ・講習会の受講終了証等
- ・外部研修の受講実施履歴等
- ・施工者の経験の有無及び配管技能の資格の有無

●更新申請に必要な書類等

- ・指定給水装置工事事業者指定申請書(様式第1)
- ・誓約書(様式第2)
- ・機械器具調書(別表)
- ・定款及び登記事項証明書(法人)
又は住民票(個人)
- ・選任する主任技術者の確認書類
(免状又は技術者証の原本もしくは写し)
- ・恵庭市指定給水装置工事事業者証の返納
- ・更新手数料(10,000円)

更新申請についてのお問い合わせ
恵庭市水道部施設維持課
給・排水担当
電話 0123-33-3131(内線 5854・5855)
直通 0123-33-3126

